



速度取締り指針

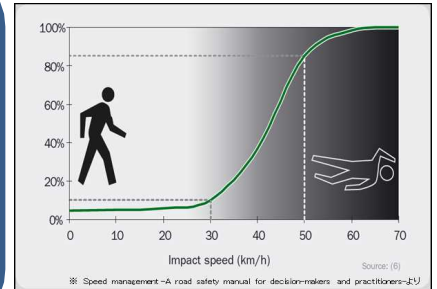
令和8年4月
伊勢崎警察署

伊勢崎警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道17号	15:00~18:00	伊勢崎市内全域	60km/h
(主)伊勢崎深谷線	7:00~17:00	伊勢崎市内全域	40km/h

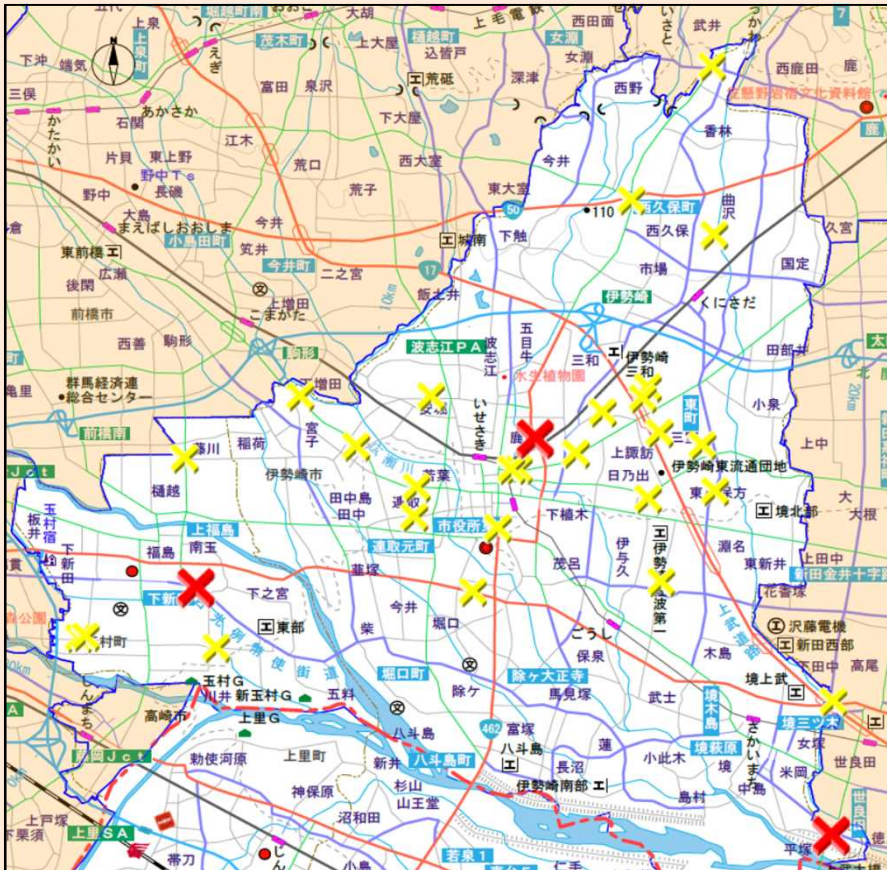
上記路線のほか、(国)354号、(主)高崎伊勢崎線等交通事故発生件数が昨年よりも増加傾向にある路線を中心に指導取締りを実施します。

※ 重点路線・時間帯については、事故発生状況により変更することがあります。



衝突時の速度が30km/hを超えると歩行者が死亡する率が急激に上昇します。

重点路線等における交通事故発生実態



図の解説

青色の境界線により、伊勢崎警察署の管内を表しています。

×は令和7年中に発生した死亡事故の発生場所です。

×は令和7年中に発生した重傷事故の発生場所です。

分析結果

管内における死亡事故は、横断歩行者と車が関係する事故が3件発生しており、うち2件は夜間に発生しています。

重傷以上の事故は、路線や時間帯を問わず、管内全域で発生しています。

事故の多くは、通勤通学時間帯及び帰宅時間帯に多く発生しており、事故の約7割は、交差点及びその付近で発生しています。

事故全体の約2割は、歩行者や自転車に関係しています。

重点路線に対する主な交通指導取締り方法

- 速度取締りと連動し、交差点関連違反や携帯電話使用等の指導取締りを実施します。
- 交通事故発生時間帯に即した交通指導取締りや街頭監視、パトカーによる警戒活動を実施します。

その他の交通指導取締り

- 緑町・本町を中心とした繁華街周辺における飲酒取締りを実施します。
- 通学路における通学・下校時間帯の通行禁止違反、横断歩行者妨害等の取締りを継続的に実施します。
- 自転車事故抑止のため、自転車による道路交通法違反の取締りを実施します。